

# やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務委託 基本仕様書

この仕様書は、山形県（以下「県」という。）が行うやまがた省エネ家電買換えキャンペーンの運営に関する業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

## 3 業務の目的

現下のエネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品への買換えを支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図る。

## 4 業務内容

以下の仕様に基づき本業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上決定すること。

区分	仕様
キャンペーンの概要	<p><b>【名 称】</b> やまがた省エネ家電買換えキャンペーン</p> <p><b>【概 要】</b> 自らが居住する住宅で使用している家電製品の買換えのため、キャンペーン実施期間中に対象店舗で対象製品（新品に限る。）を購入した者に対し、ポイント等を交付する。</p> <p><b>【対象者】</b> 山形県内に住所を有する個人</p> <p><b>【対象製品】</b> 県内の対象店舗で、対象期間内に購入した統一省エネラベルにおける省エネ性能多段階評価点が4以上（テレビは3以上）又は、省エネ基準達成率100%以上の下記製品。</p> <p>(1) エアコン (2) 電気冷蔵庫 (3) 電気給湯器（エコキュートに限る） (4) テレビ (5) LED天井照明</p> <p><b>【申請上限】</b> 1住所あたり1回</p>
事業の実施期間	対象店舗の募集、対象製品の購入がポイント等交付の対象となる期間（購入対象期間）及び申請受付期間は、以下を目安とする。

	<p>(1) 対象店舗の募集 令和8年5月から令和8年11月まで</p> <p>(2) 購入対象期間及び申請受付期間 令和8年6月から令和8年12月まで</p> <p>※具体的な期間については、委託契約締結後、県との協議により決定するものとする。</p>
事務局の設置	<p>受託者において事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の設置期間は、契約締結日から委託契約終了日までとすること。</li> <li>・事務局は、受注者が確保する場所において設置すること。</li> <li>・事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を1名置くこと。</li> <li>・統括責任者は本業務に類似するポイント交付業務を遂行した実績を有する者を置くこと。</li> <li>・統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。</li> <li>・統括責任者と別に対象者へのポイント等の交付等の業務を行うスタッフを置くこと。なお、スタッフの業務実施期間は購入対象期間の開始日からポイント等申請受付期間終了日までとすること。</li> <li>・事務局は、キャンペーンの早期終了が見込まれる場合の各種対応調整を行うこと。</li> </ul> <p>※申請方法の違いによって、申請にかかる時間に差異が出ることを考慮すること。</p>
専用サイトの設置 及び維持・管理	<p>(1) 事業に係る専用サイト（ホームページの設置） 次の内容・機能をもつ専用サイトを設置し、委託契約が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。また、サイト内の更新を遅滞なく行うこととし、更新頻度については、県と協議の上決定すること。</p> <p>＜専用サイトの内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容の告知</li> <li>・省エネ家電導入のメリットを伝える内容 (カーボンニュートラルに向けたアクションであることも含む)</li> <li>・対象店舗リストの閲覧・検索</li> <li>・対象製品リストの閲覧・検索（情報サイトへのリンクでも可）</li> <li>・キャンペーンの応募状況（残りのポイント数含む） (応募状況についてはパーセンテージの数字を表記するなど、細かく記載すること)</li> <li>・キャンペーンへの参加を希望する店舗からの登録申請受付</li> <li>・対象製品購入者からのポイント交付申請受付</li> <li>・申請者に分かりやすく申請方法を伝える内容</li> <li>・質問事項の受付、F A Q（よくある質問事項）の掲載</li> <li>・県が指定する情報へのリンク</li> </ul>

	<p>＜専用サイトの要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県ウェブアクセシビリティ方針に準拠していること。</li> <li>・利用者が閲覧しやすいものとすること。特に、スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、スマートフォンユーザにも配慮したものとすること。</li> <li>・Windows、MacOS、iOS、AndroidのOS に対応する主要なブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari等）で閲覧可能であること。</li> <li>・個人情報を取り扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。また、本業務の遂行にあたっては、「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。</li> <li>・専用サイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を県に提出の上、県と協議して内容を決定すること。</li> <li>・検索エンジンSEO 対策（検索エンジン最適化：インターネット検索結果において高い順位に表示）を実施すること。</li> <li>・サーバーは受注者が用意し、セキュリティのレベルや初期設定及び後年に必要な経費等の必要な情報とともに提案すること。なお、サーバーの調達・維持管理費用等は本委託料に含むものとする。</li> <li>・ドメインは県が指定するサブドメインを使用すること。</li> <li>・常時SSL（全ページhttps化）を行うこと。SSL サーバー証明書は、OV 認証型以上のものを使用すること。</li> </ul> <p>＜専用サイトの運用保守＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種トラブルへの対応、サーバ管理、システムチェック、不正アクセスの監視、アクセス件数管理、ログ運用管理、サイトデータのバックアップ、OSやソフトウェア等のバージョンアップ等の保守を行うこと。</li> <li>・委託期間中、県担当者からの問合せに迅速に対応できるよう体制を整備すること。</li> <li>・トラブル発生時には、速やかに県に報告した上で、迅速に復旧すること。</li> <li>・サイトデータについては、一定領域に保存し、毎日バックアップすること。方法、保存期間等については、発注者及び受注者で協議の上決定すること。</li> <li>・定期的な保守等を行うに当たり、受注者は、可能な限り業務サービスを停止させずに実施すること。万が一、やむを得ず業務サービスを停止し、計画的な保守等を行う場合、その1週間前までに県に連絡すること。</li> <li>・公開中の改修においては、業務やサービスに不具合が起こらないよう、事前にテストを実施し、県の承認を得て反映すること。</li> </ul> <p>(2) 県管理用画面の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント等の交付状況が隨時確認できる管理用画面を用意し、日別、店舗別、品目別、ポイント等の種類別等の区分ごとに最新のポイント</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ト等交付件数・額が確認できるようにすること。 ・県管理用画面は、県担当者以外の者が閲覧できないようにすること。</p>
コールセンターの設置	<p>キャンペーンに関する各種問い合わせや苦情相談に電話対応するコールセンターを設置すること。 なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとすること。</p> <p><b>【コールセンターの開設期間】</b></p> <p>(1) 店舗向けコールセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの告知開始から令和9年1月15日（金）まで 開設時間：午前10時から午後6時まで</li> </ul> <p>(2) 利用者向けコールセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの告知開始から令和9年1月15日（金）まで 開設時間：午前10時から午後6時まで</li> </ul> <p>※休日の開設期間は県と協議の上決定する。</p> <p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターの運営に必要な電話設備等の一切については受託者が用意すること。</li> <li>・頻出する問い合わせ事項についてはFAQとしてまとめ、専用サイト上に掲載すること。</li> <li>・FAQの内容は、随時更新することとし、内容について事前に県の承認を得ること。</li> <li>・コールセンター対応件数、主な対応内容等を、随時県に報告すること。</li> </ul>
キャンペーンに係る広報	<p>以下で示す点を考慮して専用サイトへのコンテンツ掲載や、ポスター、チラシ等の広報物の作成・配布、各種メディアを活用した事業周知等、県民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。</p> <p>(1) 広報物の作成</p> <p>キャンペーンのロゴ、チラシ、ポスター、のぼり、加盟店ステッカー等を作成すること。またオンライン広報物（バナー等）を作成すること。なお制作部数の目安は以下のとおりとし、各種仕様及び作成部数は、県と協議の上決定する。</p> <p><b>【チラシ】</b> 10,000部程度</p> <p><b>【ポスター】</b> 1,000部程度</p> <p><b>【のぼり】</b> 500部程度</p> <p><b>【加盟店ステッカー】</b> 500部程度</p> <p>(2) 広報の実施</p> <p>テレビ、新聞等、複数のマスメディアを含む民間媒体を活用した広報を企画提案し、県と協議の上で実施すること。</p>

	<p>(3) 広報のポイント</p> <p>①タイミング（キャンペーン開始時期や、夏場・冬場のエアコン需要等を考慮）</p> <p>②世代等のターゲットを意識した媒体の活用や内容の工夫</p> <p>(4) 早期終了時の周知・広報</p> <p>「事務局の設置」の調整結果に基づき、対象店舗及び県民に速やかに周知すること。</p>
キャンペーン対象店舗の募集及び登録等	<p>対象店舗については、以下のとおり事務局が対象店舗の募集及び申請の受付・追加登録業務を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請は、随時受け付けること。（オンラインまたは紙による申請）</li> <li>・対象店舗の登録を受けるには、次の①から⑧の要件を満たす必要がある。</li> </ul> <p><b>【要件】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 山形県内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。 (EC店舗等は対象外とする。)</li> <li>(2) 本社・本店が山形県内に所在すること。</li> <li>(3) キャンペーンの実施に必要な手続等を行うこと。</li> <li>(4) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内すること。</li> <li>(5) 顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うこと。</li> <li>(6) カーボンニュートラルの実現に向けた県の普及啓発に協力すること。</li> <li>(7) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。</li> <li>(8) キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を遵守すること。</li> </ol>
	<p><b>&lt;対象店舗の登録・公表&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの開始までに、専用サイトから対象店舗の申請受付を開始し、要件を満たす店舗を対象店舗として登録し、対象店舗を専用サイトに掲載の上周知すること。</li> <li>・掲載の際は、市町村単位で整理する等、利用者が閲覧しやすく、かつ容易に検索できるものとするよう工夫を施すこと。</li> </ul>
	<p><b>&lt;対象店舗向け説明会の開催&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの開始日より前に、対象店舗に向けた事前の事業説明会を開催することとし、説明会開催の周知も十分に行うこと。</li> <li>・開催場所は、少なくとも村山と庄内の2会場は確保し、必要に応じて開催場所や回数を増やすこと。</li> <li>・説明会へ参加できなかった店舗に対しても、資料の提供をするなどして情報の共有を図ること。</li> </ul>
	<p><b>&lt;対象店舗への印刷物等の送付&gt;</b></p> <p>対象店舗の登録後、購入対象期間の開始1週間前を目途に対象店舗に以下の印刷物等を送付すること。なお、追加登録を行った店舗については、登録後速やかに送付すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において必要なオペレーションを説明するマニュアル</li> <li>・キャンペーン用チラシ、ポスター、のぼり、加盟店ステッカー</li> <li>・県から受託者にあらかじめ送付するデータにより作製する印刷物</li> </ul> <p>＜対象店舗の登録取消し＞</p> <p>次のいずれかに該当する対象店舗があることが判明した場合は、速やかに県に報告し、県が指示した場合は当該店舗の登録を取り消すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令、条例等に違反している場合</li> <li>(2) 本キャンペーンの実施に当たり、虚偽の申請や不適切な行為があると判断した場合</li> <li>(3) その他、対象店舗として不適当と認められる場合</li> </ol>
対象者へのポイント等交付	<p>＜ポイント等の種類＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務において取り扱う賞品は、キャッシュレス決済サービスのポイント（以下「ポイント」という。）及び商品券とする。</li> <li>（ポイント及び商品券を総称し、以下「ポイント等」という。）</li> <li>・ポイントは、山形県内において、多くの実店舗で使用可能なものを5種類以上提案すること。</li> <li>・商品券は、山形県内に本社を置く小売店が発行する自社商品券（加盟する小売店グループの商品券を含む）を複数種類提案すること。</li> <li>内容については、県と協議の上決定する。</li> </ul> <p>＜ポイント等の交付額＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象製品の購入金額（税抜）の20%相当分（最大4万円分）とし、1,000円未満分は切捨てとする。</li> </ul> <p>※ポイント等の交付予定総額は、100,000,000円分とする。</p> <p>＜ポイント等の交付に係る手続について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント等の交付申請手続は、原則として専用サイトからのオンライン申請とするとともに、書面による申請も可能とすること。</li> <li>・申請方法の決定に当たっては、不正な申請を防ぐための措置を講ずるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用する者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。</li> <li>・応募を受け付ける際は、住所、対象店舗、対象製品等について必ず審査を行うとともに、重複応募・虚偽応募に該当しないか確認を行うこと。また、ポイント等の交付額が上限を越えないよう、適切に管理を行い、上限に達した場合は速やかに県に報告するとともに、専用ホームページでその旨を周知すること。</li> </ul> <p>（ポイント等交付の流れ）</p> <p>【オンライン申請】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 購入者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要情報を入力</li> <li>(2) 事務局において申請データ等を受信し、内容を審査</li> <li>(3) 申請内容が適当と認められる場合は、ポイント等の交換に必要なコード番号等を購入者あてに電子メール等で送信（商品券等を選択した場合は郵送）</li> </ol>

	<p><b>【紙申請】</b></p> <p>(1) 購入者が交付申請用紙を事務局宛てに郵送</p> <p>(2) 事務局は、購入者から紙申請があったときは、オンライン申請の手順に準じ必要な処理を行うものとする。</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送付にあたっては、追跡可能な手段とし、配送記録を残すこと。</li> <li>・配送時不在等により返送のあったものは、受託者が申請者へ連絡を取り、可能な限り再配送を行うこと。</li> </ul> <p><b>【申請時に入力が必要となる項目】</b></p> <p>(1) 申請者情報：氏名、フリガナ、年代、住所、電話番号、メールアドレス</p> <p>(2) 対象製品：購入した家電</p> <p>(3) 購入情報：購入日、設置日、購入店舗、購入品目、メーカー、製品型番、購入金額、統一省エネラベルにおける省エネ性能多段階評価点、省エネ基準達成率、今までの使用製品の購入年、製品型番、買換えの理由 ※購入店舗、購入品目、製品型番 はプルダウン等による選択式とすること。</p> <p>(4) 賞品選択：キャッシュレスポイント、商品券</p> <p>(5) その他県が設問を指定するアンケートへの回答</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <p>(1) 全対象製品共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した対象製品の領収書又はメーカー保証書の写し</li> <li>・対象製品設置に係る証明書の写し（取付工事注文書、配送注文書など応募者の住所が確認可能なもの）又は県内の自らが居住する住宅に設置している旨の誓約書</li> </ul> <p>(2) エアコン・電気冷蔵庫・テレビ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル券の写し</li> </ul> <p>(3) 電気給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧製品の処分費用や撤去費用が記載された請求明細</li> </ul> <p>(4) LED天井照明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧製品の設置状況および型番がわかる写真</li> </ul>
	<p><b>&lt;ポイント等の交付 &gt;</b></p> <p>審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算して1か月程度で申請者に対しポイントの交換に必要となるコード番号等又は商品券等を交付すること。</p> <p>なお、申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、入力内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとするが、ポイントの交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、ポイント交付が不可の旨及びその理由について、電子メール等により通知すること。</p>
事業効果の検証	<p>キャンペーン期間終了後、以下の事項をまとめた報告書を県に提出すること。</p> <p>(1) ポイント等交付状況について品目、店舗（規模・業種別）、エリア</p>

	<p>等で集計したもの</p> <p>(2)本事業の効果について、「省エネ製品買換ナビゲーションしんきゅうさん」(<a href="https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/shinkyusan/">https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/shinkyusan/</a>)、「省エネポータルサイト」(<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html</a>)等を活用して、全ての買換えにおける購入情報から、温室効果ガスの排出量削減効果を集計したもの</p> <p>(3)購入者が申請する際に、本事業に関するアンケートを実施し、結果を踏まえ検証した本事業の効果</p> <p>(4)申請受付期間終了後に、対象店舗に対して本事業に関するアンケートを実施し、結果を踏まえ検証した本事業の効果</p> <p>※(3)及び(4)のアンケートの内容は県と協議して決定すること。</p>
スケジュール	<p>事業実施に係るスケジュールの目安は以下のとおりとする。なお、具体的な日程は、県と受託者が協議の上、決定する。</p> <p>令和8年4月上旬 受託事業者決定、委託契約締結</p> <p>令和8年5月 対象店舗募集開始、店舗向け説明会</p> <p>令和8年6月 購入対象期間・ポイント等交付申請受付開始</p> <p>令和8年12月 ポイント等交付申請受付終了</p> <p>令和9年2月 受託者から県へ実績報告書を提出</p>

## 5 その他留意事項

- (1)本業務の目的を充分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2)本業務の実施に当たり、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて業務を行うこと。
- (3)委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (4)受託者は、本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、本業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。このことは、本業務終了後においても同様とする。
- (5)本業務の遂行に当たっては、原則として第三者に再委託してはならない。ただし、発注者の事前の承認を得た場合は、第三者への業務の一部委託を可能とする。
- (6)委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。
- (7)委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (8)受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。
- (9)本業務にて提供される成果物の著作権及び所有権は、県に帰属するものとする。ただし、一般に公開されていない特殊な技術等の権利については、県と受注者で協議の上、帰属を決定する。
- (10)その他、本業務の実施に当たり生じた疑義等については、県と協議の上、合意した内容に基づき業務を実施すること。